

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700052 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700068 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月4日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成15年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年8月4日

A社において、請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間に係る「給料支払明細書(H15年8月分ボーナス)」(写)及び「給料支払明細書(H15年12月分ボーナス)」(写)を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「給料支払明細書(H15年8月分ボーナス)」(写)及び事業主から提出された「賞与集計表(平成15年8月4日支給)」(写)から、請求者は、請求期間においてA社から18万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、「給料支払明細書(H15年8月分ボーナス)」(写)において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるものの、請求者から提出された「給料支払明細書(H15年12月分ボーナス)」(写)及び事業主の回答から、請求者は、上記支給額に見合う標準賞与額に基づく請求期間に係る厚生年金保険料を、事業主により平成15年12月に支給された賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 15 年 8 月 4 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 6 月 22 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。